

第3章 総社流の重点施策に対する取組

障がい者実態調査や各団体等から意見をいただいた施策の現状と課題を踏まえ、本市では、乳幼児期から高齢期に至るまでのライフステージを通じた一貫した支援、障がい者雇用の推進、ライフステージに応じた発達支援の3つを喫緊の重要課題とし、取り組んでいきます。

1. ライフステージを通じた一貫した支援

本市では、平成23年度から「障がい者千人雇用」事業を実施し、障がい者の社会参加をはじめとした福祉施策の推進に取り組んできました。平成29年5月、目標としていた障がい者1,000人の就労を達成したことから、新たに「障がい者千五百人雇用」事業を開始しています。総合計画には、「全国屈指の福祉文化先駆都市」を目指す都市像として掲げており、就労分野においては、ある程度の道筋をつけることができたものと考えています。

しかし、「障がい者千人雇用」事業を推進する過程で、様々な課題も見えてきました。就労は、青年壮年期にある障がい者だけを見ては不十分であり、その前のライフステージにある乳幼児・就学期や、その後に控える高齢期までを含んだ、正に「障がい者の一生」を通じて支援することが重要なのだということも、その一つです。

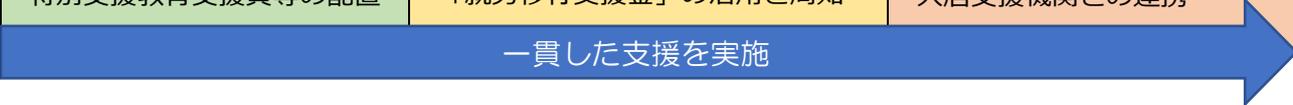
さらに、就労の有無にとらわれることなく、どのような障がい者の方でも「その人らしく」ライフステージを歩んでいけるようなしっかりと寄り添った支援となるよう取り組んでいきます。

障がい者本人の一生は連続し途切れること無く続いていくものであるにも関わらず、多くのサービスは、障がい者の一生を便宜的に区切って提供されています。このことにより、ライフステージの節目において、支援や生活の場におけるスムーズな継承や接続が行われず、当事者のみならず、ご家族にも少なからず混乱や戸惑いを与えてしまっていることがあることも課題の一つです。

こういった課題を解決するためには、障がい者の自立と生活の質の向上を支援することを目的に、乳幼児・就学期では次の青年壮年期に向け早期の気づきと適切な支援を行い、青年壮年期では次の高齢期に向け経済的な自立と居住支援を中心に進める取り組みが重要となります。また、障がい者が地域で一生を生きていくためには、その地域の方々の協力が必要不可欠であり、地域と行政が一体となって、支援していく体制も図ってまいります。

第3期総社市障がい者計画に掲げた「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」という基本理念を実現するために、障がい者のライフステージを通じ、一貫して支援する体制の構築を引き続き強力で推進することとします。

図表 15 ライフステージを通じた一貫した支援

乳・幼児期，就学期	青年壮年期	高齢期
<p>就学前・就学時における移行及び相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育推進センター「きらり」の活用 ・「早期一貫サポートシステム」等の活用による情報集約 ・特別支援教育支援員等の配置 	<p>「障がい者千五百人雇用」の実現</p> <p><u>施策のステップアップ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総社デニムマスク事業の実施等により全国平均を上回る工賃の確保 ・特別支援学校との連携 ・雇用ニーズのマッチング・定着支援 ・「就労移行支援金」の活用と周知 	<p>親亡き後を見据えた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老後を過ごせるための居場所、住まいの提供 ・グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保 ・地域生活支援拠点の整備 ・入居支援機関との連携
<p>一貫した支援を実施</p> 		

(1) 乳幼児・就学期

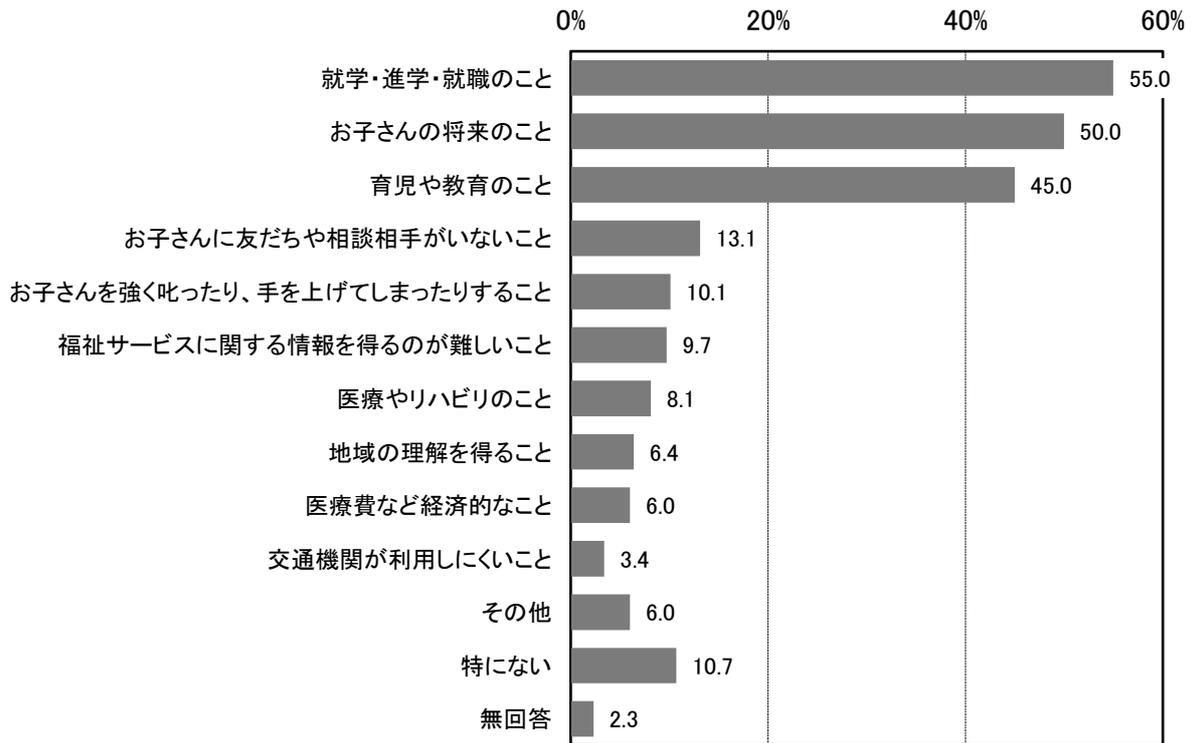
【現状と課題】

障がい児の保護者は、不安や悩みの中にあることが多く、精神的にも肉体的にも過度な負担を強いられることが多くなります。アンケート調査で障がい児の保護者に、子どものことについて相談したい内容をたずねたところ、「特にない」と回答した保護者は10.7%にとどまっており、約9割の保護者は何らかの相談したいことがあると回答しています。また、その内容も多岐にわたっています(図表16)。しかし、子どもの世話や家事の他、通院などもすべて保護者が引き受ける中で、地域の中で誰にも相談できず、孤立しがちになるという、ライフステージ上の特徴があります。

一方で、障がい児を支える機関が保健、医療、障害福祉、保育、教育と多岐にわたること、どこに相談したらよいのか混乱しがちです。総合的に障がい児と保護者を支援するため、相談窓口を一本化し、関係機関で情報を共有することの重要性は高いものと考えられます。

就学期には、進路に対する不安や、学校の方針と自身の考え方との乖離など、悩みや不安は、より複雑かつ多様化していきます。どのようなサービスが提供されているのか、どのような対応を今後していけば良いのかといった情報も、手探りで探していく必要があり、必要な情報を、必要な時に、適切に提供していくことが強く求められています。

図表 16 子どものことで相談したい内容



計:298人

(現在就学中、または就学前のお子さんの保護者の方を対象に調査)

【 今後の取り組み 】

最初のライフステージである乳幼児・就学期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力に推進するとともに、次のライフステージである青年壮年期に円滑に「つなぐ」ことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
「早期一貫サポートシステム」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期における福祉教育 ● 学校教育における福祉教育 ● 障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実 ● 児童発達支援の充実 ● 放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化 ● 療育相談，訪問指導の充実 ● 関係機関とのネットワークの整備 ● 個々の子どもに合わせた支援の充実 ● 療育を受けることのできる場の充実 ● 親の会の育成，支援 ● 障がい児保育，教育体制の推進
特別支援教育の充実 特別支援教育推進センター「きらり」の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学指導体制の充実 ● 教育相談の充実 ● 特別支援学級等における指導・支援の充実 ● 通常の学級における指導・支援の充実 ● 進路指導の充実

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和5年度
発達障がい児への「中学卒業後のアクセス 100%」を達成	100%	100%
県立倉敷まきび支援学校の卒業生の就職率（※）	55.5%	50.0%

※総社市民である高等部生徒を主体に集計した就職率。

(2) 青年壮年期

【現状と課題】

本市では、平成 24 年 4 月に総社市障がい者千人雇用センターを設置し、障がい者の雇用について強力的に取り組を進めてきました。平成 29 年 5 月に目標としていた障がい者 1,000 人の就労を達成し、この取組から得られた経験を生かすとともに課題解決にむけ、「障がい者千五百人雇用」事業をスタートしています。アンケートの自由回答欄には、「千人雇用の取組みが本当に有難いです。」「障がい者雇用に注力されており、引き続きよろしく申し上げます。」といった記述がある一方で、「障がい者雇用の給料は低く、家を建てて暮らすという夢を実現できそうにありません。」「障がい者雇用を増やして欲しいです。」といった厳しい声も多数ありました。就労を希望するすべての障がい者が働けるように支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していく必要があります。

特に、就労したのちの障がい者自身の生活の質の向上、そして生涯働いていく上で、仕事の継続・定着と給与及び工賃の向上は大きな課題です。現状では、生活の質の向上につながる給与及び工賃が岡山県平均を下回っており、また、定着率においても職場への理解等が十分足りておらず、退職につながっているケースなどもあります。

そのような中、令和 2 年 3 月からは、コロナウイルスが感染拡大する中、マスク不足解消のため、総社デニムマスクの製作・販売に有志の就労継続支援事業所で取り組み、新たな収入を生み出すことができました。引き続きこのような新たな仕事の創設を行うとともに、働きやすい職場づくりなどに取り組む必要があります。

また、就労の有無にかかわらず、障がいのある人が安心した地域生活を送ることができるよう、自立支援サービスの基盤の充実を進め、相談・情報提供体制の充実、社会参画に向けた支援、権利擁護など、就労以外の多様な取組も同時に推進することで、障がいのある人の生活を総合的に支えていく必要があります。

【今後の取り組み】

ライフステージの中心に位置する青年壮年期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を強力的に推進するとともに、乳幼児・就学期からの引き継ぎを円滑に行い、また、次のライフステージである高齢期までも見据えた対応を適切に行うことで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

加えて、総社デニムマスク事業に取り組む中で、障がい者の方が支えられる側から支える側になることができ、障がい者の方々にとっては大きな喜びであるとともに生きがいとなりました。そういった地域への貢献や生きがいとなるような仕事の創設にも力を注いでまいります。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
障がい者雇用 1,500 人の達成	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用関係助成金制度の活用 ●障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援 ●市民の理解促進 ●障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信 ●就業・生活支援体制の枠組みづくり ●支援プランの検討 ●就労継続支援 A 型及び B 型との連携 ●就労継続支援事業・就労移行支援の充実
全国平均を上回る 工賃確保	<ul style="list-style-type: none"> ●総社デニムマスク事業による工賃の向上 ●事業者としての市の取組 ●授産製品の販売支援
特別支援学校との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●就労支援の充実
雇用ニーズの マッチング・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の各種助成制度等の周知, 障がい・障がい者に関する理解促進 ●就労移行支援事業の利用促進 ●就労支援の充実 ●就労定着支援の充実
「就労移行支援金」の 活用と周知	<ul style="list-style-type: none"> ●「就労移行支援金」の活用と周知を図る

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値	
	令和元年度	令和 5 年度	令和 7 年度 (参考)
「障がい者 1,500 人雇用」の達成	1,129 人	1,300 人	1,500 人
就労継続支援 A 型事業所 月額給与 の平均額 85,000 円以上	73,247 円 (県平均 80,912 円)	85,000 円	-
3 か所以上の就労継続支援 B 型事業 所月額工賃 30,000 円以上	平均 11,277 円 (県平均 14,913 円)	30,000 円 3 事業所	-

(3) 高齢期

【現状と課題】

高齢期はライフステージの最後に位置しますが、近年の高齢化の進行によって、活動的な障がい者が増えている一方、加齢とともに心身の活力が徐々に低下し、いわゆる「フレイル（虚弱）」の状態になっている方もいて、他のライフステージ以上に様々な状態の方が存在しているという特徴があります。

家族との死別によって一人暮らしになってしまったり、その結果、地域とのつながりが失われ、結果として閉じこもり状態になってしまったりするなど、高齢期ならではの課題が生じやすくなっています。

当事者やその家族が不安に感じている事柄の上位に、「親亡き後」のことが挙げられています。たとえ家族介護者がいなくなったとしても、「終の棲家」がしっかり確保されているのだと安心していただけるよう、グループホームや福祉施設などを整備していくことが必要です。

さらに、地域生活支援拠点として、24時間対応できる緊急時の迅速・確実な相談支援、事業所の受け入れ体制を整備してまいります。また、体験の機会を提供し、住み慣れた地域で長く安心して暮らせるよう地域で支える仕組みづくりも重要となります。

第3期障がい者計画の基本理念である「総社市は障がい者の一生に責任をもちます」の成否は、高齢期をいかに安心して過ごしていただけるかにかかっています。障がいのある人が高齢期になっても安心して地域生活を送ることができるように、介護保険サービスを含む高齢者福祉や、地域福祉、健康づくりなども含めた、総合的な支援を図っていきます。

【今後の取り組み】

ライフステージの最後に位置する高齢期では、上記に挙げた課題を解決するための取組を推進するとともに、青年壮年期からの引き継ぎを円滑に行い、安心して老後を過ごせるよう最大限の配慮をすることで、ライフステージを通じた一貫した支援につなげていきます。

【主な施策】

主な施策分野	主な施策
老後を過ごせるための居場所，住まいの提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進 ● 不動産業者への理解促進
グループホームや福祉施設など「終の棲家」の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 居住系サービスの整備促進
地域生活支援拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談機能の充実 ● 緊急時の受け入れ体制の構築 ● 体験の機会・場の提供 ● 専門的人材の確保・養成 ● 地域の体制づくり
入居支援機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産業者への理解促進

【数値目標】

目標指標	実績値	目標値
	令和元年度	令和5年度
市内のグループホームの利用率	98.6%	98.0%以上

2. ライフステージを通じた障がい者雇用のさらなる推進

(1) 障がい者千五百人雇用の実現（さらなる雇用拡大）

【 現状と課題 】

平成 29 年 5 月に障がい者の雇用者数が当初目標の 1,000 人を達成したことから、これまでの事業において培った知識・経験を生かし、発展させ、次の目標である 1,500 人の雇用を目指します。

この目標達成のためには、圏域への広がりや波及、障がい者手帳を持たない発達障がいや、難病の方々への対応、働いている方々の満足度等の向上、就労へ向けての問題点や課題点、いかに長く働いていただけるかというところの支援による離職者の減少、新たな就労者の増加により、1,500 人雇用の達成に向け取り組みます。

【 今後の取り組み 】

第 3 期総社市障がい者計画を推進するなかで明らかになった現状や課題を踏まえ、就労を希望するすべての障がい者が働けるように支援を行うとともに、就労を通じて生きがいを感じ、十分な収入を得て、長く働き続けることができるよう、質・量の両面から支援していき、1,500 人雇用の達成に向け取り組みます。

ただし、1,500 人雇用という数字のみにとらわれることなく、現在就労されている方への支援も充実させ、生活の質の向上及び定着率の向上についても取り組みます。

(2) 生活の質の向上

【 現状と課題 】

生活の安定のためには、収入の確保が必要であり、生活の質を高めるには、収入額の向上を図っていく必要があります。アンケート調査では、収入が低いことに対する声が多かったこと、また、A 型・B 型の平均給与・工賃は、若干右肩上がりで数字は伸びてはいるものの、県の平均と比べると少々低いという現状もあることから、障がい者の生活の質を向上させるために、令和 2 年度より開始した総社デニムマスク事業をはじめ、事業所の皆様との連携をさらに強化しながら給与（工賃）の向上に向けて取り組みます。

【 今後の取り組み 】

令和2年度より開始した総社デニムマスク事業をより発展させて、新商品の販売・イベントの開催を積極的に行います。また、企業から事業所への受注営業の支援や販売場所の確保なども行い、給与（工賃）の向上に向けて取り組み、障がいある方の生活の質の向上に繋がっていきます。

(3) 働きやすい職場づくりと定着支援

【 現状と課題 】

障がい者千五百人雇用センターに寄せられた相談のうち、在職中の方からの相談件数は約6割（令和元年度）となっています。つまり、就労はできたが、その後も課題が出てきていると言えます。

【 今後の取り組み 】

就労者が安定した所得を得て、さらに生活水準を維持・向上するために、さらなる定着支援等を図っていきます。

働きやすい職場作りのためには、企業側の理解も必要不可欠であり、採用担当者のみならず、配属先の従業員等にも、障がいに対する理解を深めていただくために、企業向けセミナーを行っていきます。

また、新たに就労することに関しても、離職した場合も含めて、企業への理解等を深めていただけるよう支援してまいります。

(4) ライフステージを通じた障がい者雇用の推進

【 現状と課題 】

青年壮年期になって初めて支援を開始するのではなく、ライフステージのより早い段階である就学期から、本人の障がい特性や障がいの程度等に応じた計画的な支援を行うことが大切です。

【 今後の取り組み 】

就学期の障がいのある生徒に対し、企業等と連携した現場実習等の就業体験の機会の拡大、校内実習の改善や企業関係者を講師とした授業の実施などのキャリア教育、職業教育の改善充実を図るとともに、小・中学校とも連携した系統的なキャリア教育を推進します。

3. ライフステージを通じた発達支援

【現状と課題】

平成 17 年に施行された発達障害者支援法により、発達障がいについて定義づけられました。この法では「発達障がいの早期発見」「発達支援を行うことに関する行政の責務」「発達障がい者の自立及び社会参加に資する支援」が明文化され、既に他の法律で定義されていた身体障がい、知的障がい、精神障がいに該当しないことで、長年にわたり支援が行き届いていなかった発達障がいに対し、ここから支援が始まりました。

発達障がいは通常低年齢で発現するため、発達障がいについて注視すべき最初のライフステージは乳幼児・就学期です。乳幼児期に発達障がいの疑いがある児童を早期発見し、就学・就労・自立など次のライフステージを意識しながら発達を促すための支援をし、就学期は障がいの有無にかかわらずすべての子どもがともに学べる仕組みの中で、それぞれの児童の特性に適した切れ目のない支援を行うことが重要です。

一方、これまで本人や家族に発達障がいへの気づきがないまま青年壮年期以降のライフステージに至ることで、ひきこもり、就労困難、経済的困窮など、何らかの社会的不適応を抱えている場合も多くみられます。また、本来は支援が必要な状況にありながら、支援を受けられずいたり、自分が支援を受ける必要があることの認識がなかったりするなど、青年壮年期・高齢期ならではの課題もみられます。これらに対処すべく、幼児・就学期においては、家族の理解（家族支援も行いながら一緒に将来を考える。）のもと本人の特性を見極め、次の青年壮年期における就労をはじめとする社会参加に如何につなげるかを意識し支援することが大切で、青年壮年期においては、経済的自立へ向けた支援を中心に行い安心した高齢期へつながるといふライフステージを通じた支援に取り組む必要があります。また、現在は義務教育終了時に支援が届き難くなるという課題もあり、本人・家族が困った時の相談先を在学中から確認することや高校・大学との連携などライフステージを通じた支援が求められています。本市では、課題が表面化して初めて対応をはじめめるのではなく、支援を働きかけることによるニーズの把握、支援を積極的に行う必要があります。

【今後の取り組み】

総社市地域自立支援協議会と連携の上、児童発達支援を利用する障がい児の就学前に、保護者、学校園及び相談支援・児童発達支援事業所による移行支援会議を実施し、それぞれの児童に必要な支援の共通理解を進めます。

また、義務教育終了後に支援が必要と思われる生徒について、保護者や本人、学校、社会福祉協議会及び教育委員会による四者面談を実施し、卒業後の相談先について共有するなど、乳幼児期・就学期・青年壮年期を円滑につなぎ、ライフステージを通じた一貫した支援を推進します。

図表 17 そらじゅ式早期一貫サポートシステム

